

北東北三県・北海道ソウル事務所だより（2020年12月）

報告者 職・氏名 所長 成田 斉
(秋田県からの派遣)

1 事業活動の概要

(1) 観光関係

社会的距離置き段階が見直され、イベント類の中止や延期、多くの企業で勤務体制が縮小されたままであることから、企業訪問による打合せ等の会合が難しく、当事務所既存のデータ更新や SNS 投稿を基本としながら、状況に応じて可能な事業実施に向けて調整しております。

- ・ホームページのアップデート

施設入場料金や営業日など最新の情報に順次更新しております。

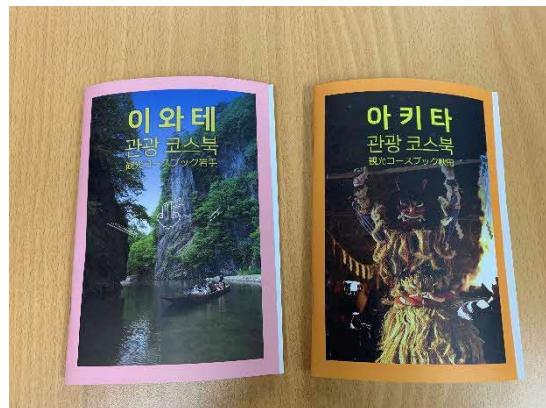
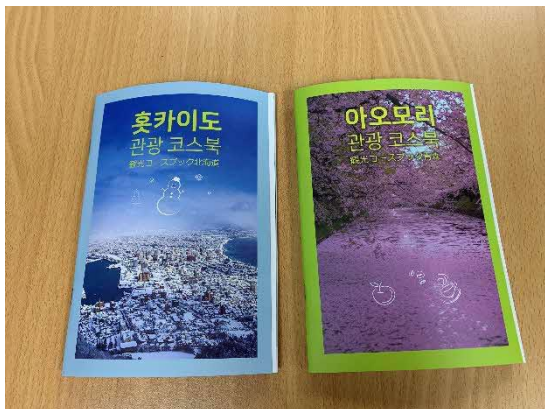
- ・SNSへの投稿

Facebook 6回、Instagram 5回投稿しました。

- ・観光コースブック Vol.2 完成

2018年に製作したコースブックが旅行会社や一般の方から好評であったことから、今年度は Vol.2 として製作しました。

当事務所スタッフが取材した地域を基本とし、3泊4日程度のコースに分けて掲載しております。一般のお客様が旅行を計画する時に参考としてもらえればと思っております。



(道県各3コースを掲載)

(2) 物産関係

年末年始の飲食店や卸し業の動きが活発になりつつあるところ、社会的距離置き段階が見直され、可能な事業実施に向け輸入会社や日本側メーカーと随時情報提供しながら進めております。

- ・バイヤー招聘事業のフォローアップ

主に実績のある企業からの情報を収集し、該当の道県担当者へ情報提供しております。

- ・オンライン商談会をきっかけに取引開始（北海道）

ソウル事務所主催で11月に実施したオンライン商談をきっかけに、道内菓子メーカーと韓国百貨店の商談が成立。バレンタインに向けた2月はじめの販売に向けて調整されております。

・オンライン商談会(日本酒)

11月に釜山市で開催された日本酒試飲会に参加し、韓国では取引されていない日本酒も特別に試飲していただいたところ、好評であったことから、試飲会主催者である日本酒の輸入卸会社と北海道、青森県それぞれの酒蔵を繋いだ商談の場を設けました。

このオンライン商談会は12月18日に開催し、商談成立に向けて前向きに検討していただいておりますが、韓国でのコロナ感染者が増えたことで飲食店の営業時間が制限されるなどもあり、現在は様子を伺っているところです。引き続きサポートしていきます。



(3) その他

・特別旅行注意報の延長(韓国)

韓国外交部が3月23日に発令した特別旅行注意報が9度にわたり延長されました。これにより期限が切れる1月16日までは海外旅行の計画をキャンセルまたは延期をしなければいけません。

・コロナ感染状況

12月に入り韓国での一日の感染者数が600人、ソウルでは250人を超えていることから、12月8日からレベルが2から2.5へ引き上げられております。

レベル引き上げ以降も感染者は増え続け、一時は1,000人(ソウルは550人)を超えておりましたが、現在(1/11)は韓国451人、ソウルは141人に減り、落ち着きを取り戻そうとしております。

・慰安婦被害者賠償訴訟の判決(原告の勝訴)

韓国の慰安婦被害者と主張する12人が日本政府を相手に損害賠償を求めた訴訟で、8日、日本政府は、被害者1人につき1億ウォン(約950万円)を支払うよう命じられました。

8日9日には新聞等各社がこの話題を取り上げておりますが、「多くの韓国民がこの判決が正しいものだと感じているものの、冷え込んだ両国関係にとっては逆風でもある」、「日韓関係に答えが見えてこない」など素直に喜べない状況に陥っていることを感じさせる記事が出されております。

※13日には別の裁判(原告20人)による同じ内容の訴訟判決が言い渡される予定です。